

## 所得税の申告が必要な人

商業、農業、漁業などを営んでいる人や、公的年金、地代、家賃、配当、不動産の売却などによる所得がある人で、各種所得の合計金額が所得控除の合計金額を超える人は確定申告が必要です。給与所得者については、年末調整で清算されるので確定申告をする必要はありませんが、次のような場合は確定申告が必要です。

- 平成 21 年中の給与収入が 2,000 万円を超える人
- 給与を 1 か所から受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得が 20 万円を超える人
- 給与を 2 か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が 20 万円を超える人



## 市県民税の申告が必要な人

平成 22 年 1 月 1 日現在で市内に住所のある人は、市県民税の申告が必要です。昨年 1 年間に収入がない場合でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人、所得証明書などが必要な人は申告が必要となります。ただし、次の人は除きます。

- 所得税の確定申告をした人
- 収入が給与や公的年金だけで、事業所などから給与支払報告書または公的年金支払報告書が市に提出されている人

※給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合は、確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。



## 寄附金控除について

「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という納税者の思いをいかすための「ふるさと納税」制度に対応し、都道府県・市区町村に対する寄附金控除の制度があります。

なお、「ふるさと納税」の詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。

◆**制度の概要** 都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5 千円を超える部分について、市県民税所得割の概ね 10%を上限として控除されます。

◆**手続き** 寄附金控除を受けるためには、寄附をされた都道府県や市区町村が発行する領収書や寄附金証明書等を添付して、必ず申告を行ってください。

### \* 税金はどんな場合に戻るの？

次のような場合には、確定申告をすると給与や公的年金から源泉徴収された所得税が戻ることがあります。

- 年の途中で退職した後、再就職していない場合
- 一定の額以上の医療費を支払った場合
- 住宅ローンを使ってマイホーム等を取得した場合
- 災害や盗難等の被害を受けた場合

### \* 国保年金課からのお知らせ

国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している人は、税法上の申告義務が免除されている場合でも、前年中の所得を申告してください。未申告のままですと、適正な保険料賦課ができないだけでなく、保険料の軽減判定、高額療養費の限度額の算定において不利益な扱いを受けるおそれがあります。お手数ですが申告をお願いします。

☎ 国保年金課賦課収納係 (☎ 82-1177)  
☎ 国保年金課年金高齢医療係 (☎ 82-1209)